

外来生物法の施行について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

タイワンザル、カニクイザル、アカゲザルの飼養等許可手続を中心に

平成17年5月20日（金）

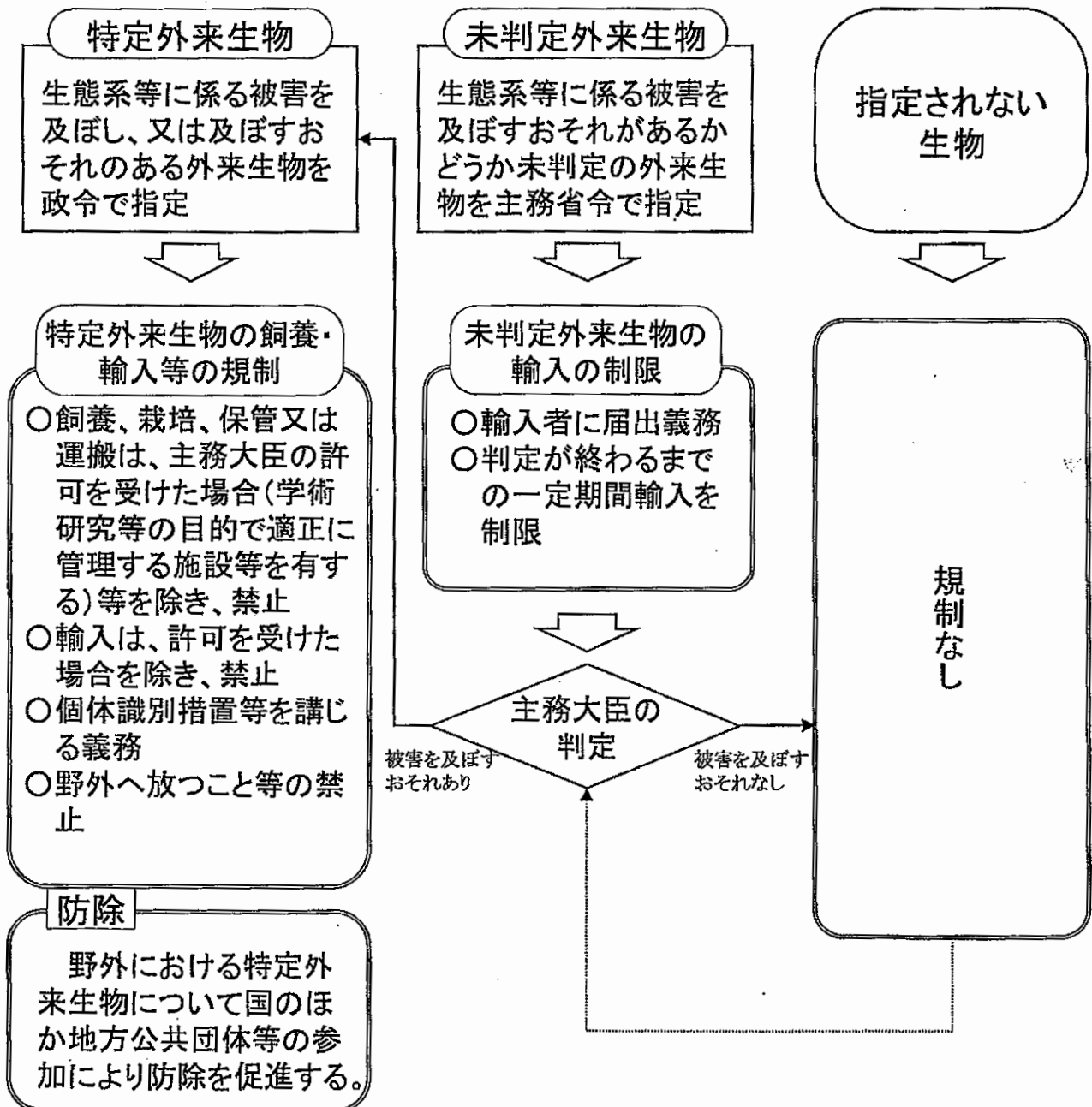
環境省自然環境局野生生物課

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の概要

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表



その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等所要の規定を整備する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき規制される生物(哺乳類)のリスト

1. 動物 Animal Kingdom

分類群 Class	目 Order	科 Family	属 Genus	特定外来生物 Invasive Alien Species (IAS)	未判定外来生物 Uncategorized Alien Species (UAS)	種類名証明書の添付が必要な生物 Living Organisms Required to have a Certificate Attached during their importation in order to verify their types (LORCA)	
哺乳綱 Mammalia	霊長目 (サル目) Primates	オナガザル Cercopithecidae	マカカ Macaca	台湾マカカ Taiwan macaque (<i>Macaca cyclopis</i>)	マカカ属(<i>Macaca</i>)全種 ただし、次のものを除く。 ・台湾マカカ, Taiwan macaque (<i>M. cyclopis</i>) ・カンクイザル Crab-eating macaque (<i>M. fascicularis</i>) ・アカゲザル Rhesus macaque (<i>M. mulatta</i>) ・ニホンザル Japanese macaque (<i>Macaca fuscata</i>)	マカカ属(<i>Macaca</i>)全種	
				カンクイザル Crab-eating macaque (<i>Macaca fascicularis</i>)			
				アカゲザル Rhesus macaque (<i>Macaca mulatta</i>)			
	食肉目 (ネコ目) Carnivora	アライグマ Procyonidae	プロキュオン (アライグマ) <i>Procyon</i>	アライグマ Raccoon (<i>Procyon lotor</i>)	なし None	プロキュオン属(アライグマ属, <i>Procyon</i>)全種	
				カンクイアライグマ Crab-eating raccoon (<i>Procyon cancrivorus</i>)			
		マンゲース Herpestidae	エジプトマンゲース <i>Herpestes</i>	ジャワマンゲース Javan mongoose (<i>Herpestes javanicus</i>)	マンゲース科(Herpestidae)全種 ただし、次のものを除く。 ・ジャワマンゲース Javan mongoose (<i>H. javanicus</i>) ・スリカタ属全種 (<i>Suricata</i> 属) ※、ミーアキャット meerkat (<i>S. suricata</i>)も該当。	マンゲース科(Herpestidae)全種	
			マンゲース科の他の 全属 All other genera of Herpestidae	なし None			
	齧歯目 (ネズミ目) Rodentia	リス Sciuridae	カルロスキウルス (ハイガシラリス) <i>Callosciurus</i>	フリハラリス(台湾リス) Pallas's squirrel or Taiwan squirrel (<i>Callosciurus erythraeus</i>)	カルロスキウルス属(ハイガシラ リス属, <i>Callosciurus</i>)全種 ただし、次のものを除く。 ・フリハラリス(台湾リス) Pallas's squirrel or Taiwan squirrel (<i>C. erythraeus</i>)	リス科(Sciuridae)全種	
				スキウルス(リス) <i>Sciurus</i>	スキウルス属(リス属, <i>Sciurus</i>)全 種 ただし、次のものを除く。 ・トウブハイロリス gray squirrel (<i>S. carolinensis</i>) ・ニホンリス Japanese squirrel (<i>Sciurus lis</i>) ・キタリス(エゾリス) red squirrel (<i>Sciurus vulgaris</i>)		
			リス科の他の全属 All other genera of Sciuridae	なし None	なし None		
			ヌートリア Mycastoridae	ヌートリア <i>Mycastor</i>	ヌートリア Coyptu or Nutria (<i>Mycastor coypus</i>)	なし None	ヌートリア科(Mycastoridae)、フチア 科(Capromyidae)、バカラナ科 (Dinomomyidae)及びバカ科 (Agoutidae)の全種並びにマスカラ ット属(<i>Ondatra</i>)の全種
			フチア Capromyidae	フチア科の全属 All genera of Capromyidae	なし None	なし None	
			バカラナ Dinomomyidae	バカラナ科の全属 All genera of Dinomomyidae	なし None	なし None	
			バカ Agoutidae	バカ科の全属 All genera of Agoutidae	なし None	なし None	
			ネズミ Muridae	マスカラット <i>Ondatra</i>	なし None	なし None	
		カンガルー目 Marsupialia	クスクス Phalangeridae	フクロギツネ <i>Trichosurus</i>	フクロギツネ Brush-tail possum (<i>Trichosurus vulpecula</i>)	クスクス科(Phalangeridae)全種 ただし、次のものを除く。 ・フクロギツネ brush-tail possum (<i>T. vulpecula</i>)	
				クスクス科の他の全 属 All other genera of	なし None	なし None	
	オポッサム Didelphidae		ディデルフィス (オポッサム) <i>Didelphis</i>	なし None	ディデルフィス属(オポッサム属, <i>Didelphis</i>)全種		
			オポッサム科の他の 全属 All other genera of Didelphidae	なし None	なし None		
	偶蹄目 (ウシ目) Artiodactyla	シカ Cervidae	ムンティアクス (ホエジカ) <i>Muntiacus</i>	キョン Reeves's muntjac (<i>Muntiacus reevesi</i>)	ムンティアクス属(ホエジカ属, <i>Muntiacus</i>)全種 ただし、次のものを除く。 ・キョン Reeves's muntjac (<i>M. reevesi</i>)	ムンティアクス属(ホエジカ属, <i>Muntiacus</i>)全種	

外来生物法に基づく各種規制の概要

H17.5.20

環境省自然環境局

野生生物課

1. 特定外来生物

- 国内での飼養、栽培、保管又は運搬（「飼養等」という。）が禁止。
主務大臣の許可を得ている場合に限り、例外的に飼養等することができる。
→学術研究、展示、教育等の目的であり、かつ、特定外来生物が外部に逸出しないような基準を満たす施設（特定飼養等施設）を有している者が、適切に飼養等することができる場合に限り、許可が出る。実験動物として飼養等することはこれに適合するものと考えられ、許可は可能。
→許可に係る手数料等は不要。申請書には施設の図面等の添付書類が必要。
→飼養等の許可は、特定外来生物の種類毎に得ることが必要。同じ所在地内の複数の特定飼養等施設については、同じ特定外来生物を飼養等するのであれば、一つの許可申請に含めることができる。
→法律の施行は6月1日から。現在飼養等している個体については、半年間の経過措置が設けられているので、施行から6ヶ月以内に、許可申請を提出すれば、その間は、許可を得て飼養等しているものとみなされる。

- 特定外来生物の輸入が禁止。
事前に、国内での飼養等の許可を得ている場合に限り、輸入は可能。
→輸入について経過措置規定はないので、特定外来生物を輸入する場合は、事前に飼養等許可を得ておくことが必要。
※外来生物法における輸入とは関税法第2条の輸入と同じ定義。つまり通関をもって輸入と解するので、感染症法に基づく輸入検疫を実施中の個体は、まだ輸入されていない取扱いとなる。6月初旬にも輸入検疫が終わり、税関での通関手続きに入る予定である場合は、それ以前に飼養等の許可を得ておくことが必要。（省令等の公布日（5/25）になれば、法律の施行前に許可申請を提出することが可能。）
輸入に際しては、飼養等許可証の写しと種類名証明書を税関に提出することが必要。（主務大臣に申請して、許可証の写しの交付を受けることができる。）

○ 特定外来生物の譲渡し等の禁止。

特定外来生物の譲り渡し、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入は禁止。ただし、飼養等の許可を得ている者、飼養等の禁止の適用除外を受ける者の間等での譲渡し等は可能。

→譲渡し等を実施した場合は、主務大臣への届出が必要。

○ 野外で放つこと等の禁止。

特定飼養等施設の外で、特定外来生物を放ち、植え、まくことは禁止。

特定外来生物の取扱い方法として、特定飼養等施設の外での飼養等も原則禁止。ただし、実験に用いるために一時的に特定飼養等施設の外で飼養等する場合は、複数の取扱者の立ち会いや引き綱等による逸出防止対策の実施を前提に適正な取扱いとして許容される。

○ 主務大臣への届出の義務

主務省令（施行規則）及び許可条件に基づき、飼養等の許可を得た後、輸入、譲り渡し、繁殖、死亡などの理由で、飼養等する特定外来生物の数量が増加・減少した場合には、その事実が発生した日から30日以内に主務大臣への届出が必要。個体等の識別措置を実施している場合は、その識別措置の内容についても届出を行うことが必要。

ただし、実験動物目的で飼養等されているマカカ属サルについては、譲り渡し等により数量が増減する都度の届出ではなく、飼養等する個体についての日常的な台帳管理を義務づけ、1年間に1度、台帳記載内容の報告の提出を行うこととしても良い。

○ 識別措置の実施

主務省令に基づき、飼養等の許可を受けていることを明らかにする措置が必要であり、哺乳類等の生物に対しては、マイクロチップ（ISO規格のもの）の埋込等による個体識別措置が必要。また、魚類、昆虫類、植物等の生物に対しては、個体単位での識別措置は実施せず、特定飼養等施設等に許可を受けていることを表す標識を掲出することとする。

→哺乳類、鳥類、爬虫類については原則として個体識別措置を実施する。マイクロチップを利用する場合は、ISO規格のものとするが、現に飼養等

している個体がISO規格以外のマイクロチップを埋め込んでいる場合は、その個体に限り、当該マイクロチップでも良い。

→実験動物目的で飼養等されているマカカ属サルについては、マイクロチップではなく、入れ墨等による個体識別措置を選択しても良いこととする。この場合、当初の許可申請に際して、入れ墨等を入れる部位や識別番号の管理方法を記した書類を添付して提出しておくことが必要。

2. 未判定外来生物

- 輸入に際しては、あらかじめ、主務大臣に輸入の届出を行い、特定外来生物にあたるか否かの判定を受けることが必要。
- 主務大臣は、届出の受理日から6ヶ月以内にこの判定を行い、結果を届出者に通知する。この通知があるまで、輸入は禁止される。

3. 種類名証明書添付生物

- 輸入制限の係る特定外来生物、未判定外来生物の外見上区別の容易でない生物として指定された生物については、輸入に際して、外国政府機関等の発行した種類名証明書を税関に提出することが必要。
- 種類名証明書としては、外国政府機関がこの法律のために発行したものの他、各種検疫制度のために発行された検疫証明書であって種類名が明記されているものなど既存の証明書制度による書類の代用も可能。
- 種類名証明書の添付が必要な生物は、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港以外の場所では輸入できない。

※ 飼養等許可、輸入手続等に関する詳しい資料は5月25日に環境省ホームページ等において公表する予定。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

(問合せ先)

環境省自然環境局野生生物課 tel.03-5521-8344
電子メール gairai@env.go.jp

実験動物用のマカカ属サルについての飼養等許可手続について H17.5.20

1 スケジュール

- 5月25日 外来生物法施行規則（省令）及び関連告示（基準の細目等）公布。
飼養等許可申請書の事前受付開始。
- 6月 1日 外来生物法施行
この日以降に税関で通関手続きが実施される特定外来生物の輸入については、飼養等許可書（主務大臣による原本確認のある写し）の提出が必要になる。
6ヶ月間の経過措置期間があるが、できるだけ早期に許可申請の提出を行うことが望ましい。
- 12月 1日 経過措置期間終了。

2 申請書等の提出先

環境省自然環境局野生生物課（外来生物室（仮称））
100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎5号館 26階
tel.03-5521-8344 fax.03-3504-2175
提出方法は当面、郵送又は持参のみ。7月上旬より電子申請にも対応予定。

3 申請書の宛名

環境大臣 小池百合子 のみ
（マカカ属サル3種の主務大臣は環境大臣のみ。農林水産大臣は記載不要）

4 申請書等の様式（記載事項、添付書類）

別添様式集のとおり。確定版は5月25日に環境省ホームページで公表。

5 標準処理期間

1ヶ月（暫定）
※ 6月初旬の輸入のために事前申請されたものについては極力短時間で許可が下りるよう配慮する予定。

6 審査基準等

- (1) 外来生物法施行規則→細目は告示に委任。
特定飼養等施設の基準（第5条）
飼養等の許可の基準（第6条）
飼養等の許可の条件（第7条）
特定外来生物の取扱方法（第8条）
- (2) 環境省告示（環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件）

7 タイワンザル、カニクイザル、アカゲザルを実験用に飼養等する際の手順

(1) 飼養等許可申請書の作成

様式1を用いて、許可申請書に必要事項を記入し、申請書を作成。

現に飼養等している個体については全リストの提出が必要。

あわせて添付書類（場合によっては作図も必要）を用意。

施設関係>平面図、立面図、細部構造図、1:5000以上の概況図

施設及び予定地の写真

外来生物法の罰則の適用の有無・許可取消しの有無に係る記録

識別措置関係>マイクロチップの場合は獣医師等の証明書（A）

入れ墨等の場合は実施部位と番号の管理方法を記し

た書類（B）

その他>環境大臣が必要と認める事項を記載した書類

(2) 環境省野生生物課に申請書を提出

(3) 環境省において審査

※必要に応じて現地確認も行われる。

(4) 許可証の交付

(5) 新たな個体の輸入

飼養等許可証、種類名証明書を税関に提出。

※許可証の正本を保有したい場合は、写しの交付を環境大臣に申請し、税関にはこの写しを提出。

(6) 飼養等する個体の増減に係る届出等

A：増減の都度30日以内に届出を行う場合、届出を提出

この際、獣医師等によるマイクロチップ埋込み証明書を添付

（様式3、4）

B：台帳管理を実施し、1年に1度、台帳記載事項の報告を行う。

（様式α）

<関係様式一覧>

これらの様式は案であり、5月25日の確定公表版を用いて申請書を提出されたい。

様式1 特定外来生物飼養等許可申請書 (法律第5条関係)
→当初許可申請、許可内容変更申請、許可の有効期限の更新の申請

様式2 特定外来生物飼養等許可に係る住所等の変更又は主たる飼養等取扱者の住所等の変更届出書 (施行規則第4条第7項関係)

様式3 特定外来生物の飼養等をする数量の増加又は識別措置の実施届出書 (施行規則第7条に基づく許可条件・第8条第2項関係)
→飼養等する個体の数が増加した場合の届出
→飼養等する個体に識別措置を実施した場合の届出

様式4 特定外来生物の飼養等をする数量の減少届出書 (施行規則第7条に基づく許可条件関係)
→飼養等する個体の数が減少した場合の届出

様式α (様式3, 4関連)
台帳管理方式を採用する場合の報告書及び別表の様式

様式5 特定外来生物飼養等許可証の再交付申請書 (施行規則第4条第5項関係)
→許可証を亡失・滅失した場合の再交付の申請

様式6 特定外来生物飼養等許可証の写しの交付申請書 (施行規則第4条第9項関係)
→許可証の写し(税関提出用)の交付の申請

様式7 特定外来生物飼養等許可証亡失又は滅失届出書 (法律施行第4条第8項関係)

(様式1)

特定外来生物飼養等許可申請書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第5条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

申請者の住所、電話番号、氏名（記名押印又は署名）及び職業
法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称、
電話番号、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）並びに主たる事業

1. 申請の種類	<input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 許可内容変更 / <input type="checkbox"/> 更新		
2. 前回許可	1) 許可の有効期限	平成 年 月 日	2) 許可番号
3. 申請に係る 特定外来生物	1) 種類		
	2) 飼養等をしようとする数量(単位)		
4. 飼養等の目的	<input type="checkbox"/> 学術研究 / <input type="checkbox"/> 展示 / <input type="checkbox"/> 教育 / <input type="checkbox"/> 生業の維持 <input type="checkbox"/> 特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている個体の愛がん又は鑑賞 <input type="checkbox"/> その他（具体的に：		
5. 特定飼養等 施設	1) 所在地		
	2) 規模		
	3) 構造		
6. 主たる飼養等 取扱者	1) 飼養等取扱者 <input type="checkbox"/> 申請者本人 / <input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外（申請者以外の場合は2）～5）を記入）		
	2) 氏名又は名称	3) 代表者の氏名 （法人の場合）	
	4) 住所	5) 職業又は主たる 事業	
7. 飼養等管理 体制	1) 施設の点検方法		
	2) 飼養等が困難になつた場合の措置		
	3) 逸出防止措置		
8. 現在の飼養等 の状況	1) 飼養等をしている数量(単位)		
	2) 識別措置を実施している 個体等の識別情報		
9. 添付図面等	<input type="checkbox"/> 平面図、 <input type="checkbox"/> 立面図、 <input type="checkbox"/> 細部構造図、 <input type="checkbox"/> 縮尺1:5,000以上の概況図 <input type="checkbox"/> 施設及び予定地の写真、 <input type="checkbox"/> 同法施行規則第6条第3号から第5号までに係る書類 識別措置 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込を実施した場合、担当獣医師の発行した埋込証明書 <input type="checkbox"/> 入れ墨等の実施方法について記載した書類 <input type="checkbox"/> 写真の場合、標識の掲出状況が分かるように撮影した写真 <input type="checkbox"/> その他（		
10. 備考	(既に他の外来生物で許可を受けている場合はその許可番号を記載すること)		
担当者連絡先 （本申請に係る 担当者情報を記載）	氏名	所属・役職	
	住所		
	電話番号	電子メールアドレス	

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。

1. 申請の種類

新規：特定外来生物の飼養等許可申請を新規に行う場合

- ・特定外来生物の指定時に現に飼養している特定外来生物について飼養等の許可を申請する場合
- ・新たに特定外来生物の飼養等をしようとする場合
- ・既に許可を有している者が、許可対象とは異なる種類の特定外来生物を新たに飼養等をする場合

許可内容変更：既に許可を受けた特定外来生物の4.飼養等の目的、5.特定飼養等施設、7.飼養等管理体制の概要及び許可条件の内容を変更するため許可申請を行う場合。

更新：飼養等許可の有効期限が終了する前に、更新のための許可申請を行う場合。なお、更新の際に許可内容の変更をあわせて行う場合は、許可内容変更と更新の両方を選択すること。

2. 前回許可

許可内容変更又は更新を申請する場合は、前回許可に係る1)許可の有効期限、2)許可番号を記載すること。

3. 申請に係る特定外来生物

1)種類名：飼養等をしようとする特定外来生物の種類名を記載すること。複数の種類の特定外来生物を飼養等する場合は、個々の種類毎に申請書を作成すること。

2)飼養等をしようとする数量：哺乳類・鳥類・爬虫類の場合は、その飼養等をする数量の上限を記載すること。ただし、特定外来生物指定以前から飼養等をする個体を愛がん・観賞目的で継続飼養等をしようとする場合においては、原則として8.現在の飼養等の状況に記載した飼養等をしている数量とすること。なお、哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物については飼養等をする数量の参考値を記載すること。

4. 飼養等の目的

その他を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記載すること。

5. 特定飼養等施設

- 1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記載すること。
 - 2)規模：特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記載すること。
 - 3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記載すること。
- これらの添付書類として、9.添付書類の欄にチェックをし、所要の書類を添付すること。

6. 主たる飼養等取扱者

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者(主たる飼養等取扱者)が申請者以外の場合は、2)~5)についても記載すること。なお、3)代表者の氏名については、主たる取扱者が法人の場合のみ記載すること。

7. 飼養等管理体制

- 1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記載すること。
- 2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後に法人の解散等のやむをえない事情により飼養等をするのが困難になった場合の措置を記載すること。
- 3)逸出防止措置：特定外来生物を運搬する場合について、その運搬の際の逸出防止措置を記載すること。

8. 現在の飼養等の状況

- 1)現在飼養等をしている数量：申請書提出時点で現に飼養等をしている特定外来生物がいる場合で、現在飼養等をしている特定外来生物が哺乳類・鳥類・爬虫類の場合は、その数量を記載すること。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物については記載を省略できる。
- 2)識別措置を実施している個体等の識別情報：哺乳類・鳥類・爬虫類で、個体に対して識別措置を実施している生物がいる場合は、その識別情報(マイクロチップ、脚環等の種類及び番号等)を全て記載すること。なお、マイクロチップ、入れ墨、写真等により識別措置を実施した場合は9.添付図面等の識別措置を記載し、それぞれ獣医師の証明書、入れ墨等の実施方法について記載した書類又は写真を添付すること。

9. 添付図面等

許可内容変更又は更新のための許可申請であって、内容に変更がない事項については、申請書該当欄に変更がない旨明記した上で、これらの図面等の添付を省略することができる。

10. 備考

既に他の特定外来生物で許可を受けている場合はその許可番号を記載すること。

(様式3)

特定外来生物の飼養等をする数量の増加又は識別措置の実施届出書

特定外来生物の（飼養等をする数量が増加/識別措置を実施）しましたので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省、環境省令第〇号）（第7条に基づく許可条件/第8条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

届出者の住所、電話番号、氏名（記名押印又は署名）及び職業
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、
電話番号、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）並びに主たる事業

1. 届出の種類	<input type="checkbox"/> 飼養等をする数量の増加 / <input type="checkbox"/> 識別措置の実施			
2. 許可内容等	1) 飼養等許可番号			
	2) 許可を受けた特定外来生物の種類			
	3) 許可を受けた飼養等する数量(単位)			
3. 飼養等の開始又は飼養等をする数量の増加	1) 飼養等数量増加日	平成 年 月 日		
	2) 増加前の飼養等数量		3) 飼養等数量の増加量	
	4) 飼養等をする数量の増加理由	<input type="checkbox"/> 輸入 / <input type="checkbox"/> 譲受け（購入も含む）、引受け / <input type="checkbox"/> 繁殖		
		<input type="checkbox"/> 捕獲（捕獲場所：_____）		
		<input type="checkbox"/> その他（_____）		
譲受け・引受け・購入の場合の相手情報		氏名又は名称		
	住所又は所在地			
	許可番号			
4. 識別措置の実施	1) 識別措置の対象	<input type="checkbox"/> 個体 / <input type="checkbox"/> 特定飼養等施設 <input type="checkbox"/> その他（_____）		
	2) 識別措置の種類	<input type="checkbox"/> マイクロチップ / <input type="checkbox"/> 識別票・タグ・脚環等 / <input type="checkbox"/> 入れ墨 <input type="checkbox"/> 標識の掲出 / <input type="checkbox"/> その他（_____）		
	3) 哺乳類・鳥類・爬虫類に属する生物で個体に対して識別措置を実施しない理由及びその数量	数量	理由	
			<input type="checkbox"/> 個体が告示で定める月齢・大きさ等に達していないため <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体であるため <input type="checkbox"/> その他（_____）	
4) 飼養等をする数量の増加に係る個体等の識別情報				
5. 添付図面等	識別措置 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込を実施した場合は、獣医師の発行した埋込証明書 <input type="checkbox"/> マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないことを証明する獣医師の診断書 <input type="checkbox"/> 写真の場合、標識の掲出状況が分かるように撮影した写真			
担当者連絡先 (本届出に係る担当者情報を記載)	氏名	_____	所属・役職	
	住所	_____		
	電話番号	_____	電子メールアドレス	

(記載上の注意事項)

届出書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。

1. 届出の種類

飼養等をする数量の増加：既に許可を受けた特定外来生物の飼養等について、輸入、捕獲、譲受け、引受け、購入等をしたために、飼養等をする数量が増加(飼養等を開始した場合を含む)したことを届け出る場合。

識別措置の実施：既に許可を受けた特定外来生物の飼養等について、その識別措置を実施したことを届け出る場合(個体に対してではなく、特定飼養等施設単位で識別措置を行うものも含む)。

なお、飼養等をする数量の増加と識別措置の実施の両方を届け出る場合は、両方を選択すること。

2. 許可内容等

1) 飼養等許可番号：飼養等の許可を受けた許可番号を記載すること。

2) 許可を受けた特定外来生物の種類名：飼養等の許可を受けた特定外来生物の種類名を記載すること。

3) 許可を受けた飼養等する数量：以前に許可を受けた際に許可証に記載されていた「飼養等する数量」を記載すること。

3. 飼養等をする数量の増加(哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物について、識別措置の実施の届出のみ行う場合は記載する必要はない。)

1) 飼養等数量増加日：飼養等をする数量が増加した日を記載すること。

2) 増加前の飼養等数量：飼養等をする数量が増加する前の、本届出と同じ種類の特定外来生物を飼養等していた数量を記載すること。ただし、「繁殖」に該当する場合、哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物については届出をする必要がない。

3) 飼養等数量の増加量：飼養等をする数量が増加した量を記載すること。

4) 飼養等をする数量の増加理由：譲受け(購入も含む)、引受けにより数量が増加した場合については、相手の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地)並びに相手の特定外来生物の飼養等に係る許可番号を記載すること。また、捕獲又はその他を選択した場合は、具体的な捕獲場所又は具体的内容をそれぞれ括弧内に記載すること。

4. 識別措置の実施(飼養等をする数量の増加の届出のみ行う場合は記載する必要はない。)

1) 識別措置の対象：識別措置を実施した対象として該当するものを選択すること。なお、その他を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記載すること。

2) 識別措置の種類：実施した識別措置の種類として該当するものを選択すること。なお、その他を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記載すること。

3) 哺乳類・鳥類・爬虫類に属する生物で個体に対して識別措置を実施しない理由及びその数量：哺乳類・鳥類、爬虫類であって、個体単位での識別措置を実施しない個体が含まれる場合は、その数量及びその理由を選択すること。なお、その他を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記載すること。

4) 飼養等をする数量の増加に係る個体等の識別情報：哺乳類・鳥類・爬虫類の場合は、飼養等をする数量の増加に係る個体等の識別情報(マイクロチップ、脚環等の番号等)を全て記載すること。ただし、哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物については記載を省略できる。

5. 添付図面等

マイクロチップにより識別措置を実施した場合は、マイクロチップの埋め込みをした事実及びマイクロチップの番号が記載された獣医師の証明書を添付すること。

老齢若しくは疾病等によりマイクロチップの埋め込みを行う体力がない個体である場合は、それを証明する獣医師の診断書を添付すること。

特定飼養等施設に標識を掲出する等により識別措置を実施した場合は、当該施設における標識の掲出状況が分かるように撮影した写真を添付すること。

注：飼養等をする数量の増加に係る届出において、複数の者から譲受け、引受け及び購入をする場合については、様式3の3及び4に代えて別紙に記載し、届け出ることができる。

(様式4)

特定外来生物の飼養等をする数量の減少届出書

特定外来生物の飼養等をする数量が減少しましたので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省、環境省令第〇号）第7条に基づく許可条件の規定により、次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿
環境大臣 殿

届出者の住所、電話番号、氏名（記名押印又は署名）及び職業
法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称、
電話番号、代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）並びに主たる事業

1. 許可内容等	1) 飼養等許可番号		
	2) 許可を受けた特定外来生物の種類		
	3) 許可を受けた飼養等する数量（単位）		
2. 飼養等をする数量の減少	1) 飼養等数量減少日	平成 年 月 日	
	2) 減少前の飼養等数量		3) 飼養等数量の減少量
	4) 飼養等をする数量の減少理由	<input type="checkbox"/> 譲渡し（販売も含む）・引渡し / <input type="checkbox"/> 死亡・枯死 <input type="checkbox"/> 盗難（警察盗難届出受理番号) <input type="checkbox"/> 殺処分（実施者名等) <input type="checkbox"/> その他 ()	
	譲渡し（販売も含む）・引渡しの場合の相手情報	氏名又は名称	
		住所又は所在地	
許可番号			
5) 減少に係る個体等識別情報			
担当者連絡先 （本届出に係る担当者情報を記載）	氏名	所属・役職	
	住所		
	電話番号	電子メールアドレス	